

農業振興地域農用地区域除外申請書

令和 年 月 日

伊那市長 殿

申請者（転用事業計画者）
〒
住所
(区 組)

氏名 実印

電話番号

伊那市農業振興地域整備計画に定めた下記の農用地等を、別紙の理由により農用地区域から除外して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

土地の表示

地 区	地 番	地 目	面 積 (㎡)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
計		()	(の内)

※連絡人

〒
住 所
氏 名
電話番号

添付資料チェック表

※申請書類として、下記書類の全てを1部提出してください。

書類名	留意事項	取得先	チェック欄
申請書	・申請者は実印を押印してください。		
事業計画書 (別紙1-1)			
申請理由書 (別紙1-2)	・農地を転用せざるを得なくなった理由、経過を詳細に記入。		
位置図 (A4版又はA3版)	・市販の住宅地図のコピーを使用し、 <u>申請地を赤線で囲む</u> 。		
公図写 (A4版又はA3版)	・申請地を赤線で囲み、<u>施工位置に建物等(駐車場等で、申請地内に配置する施設の全て)の輪郭を記入</u>。 ・隣接する土地の現況地目、所有者氏名、<u>分筆予定線、区画ごとの面積を記入</u>。 ・取水方法・排水方法の配管状況を確認、管路を青線で記入。	法務局 又は 税務課	
土地登記簿謄本		法務局	
隣接関係者等承諾書 (別紙2)	・<u>転用区域から4m以内にある農地の所有者の自署捺印が必要</u>。 ・<u>申請地に地役権等の権利が設定されている場合、設定権者の自署捺印が必要</u>。		
同意書 (別紙5)	・隣接農地所有者、その他権利者等で、特別な条件を求められた場合のみ添付。		
事業計画平面図 (A4版又はA3版)	・ <u>施設の寸法、間取りを記入、複数階におよぶ場合は各階ごと必要</u> 。		
土地改良区同意書 土地改良事業施行状況調書 (別紙3-1・別紙3-2) 又は 地区外証明書 (別紙3-3)	・<u>土地改良区事務所で証明</u>してもらう。(土地改良区同意書又は地区外証明書) 注) <u>土地改良事業完了の翌年度から起算して8年未経過の場合、計画内容により農振除外ができません</u>。 例) 太陽光発電事業、建売住宅、店舗等	土地改良区事務所	
農振除外後の転用に 関する確約書(別紙4)			
貸付残高証明書	・申請理由書の中で、負債整理を理由とする場合は添付。	金融機関	
宅地建物取引業免許写	・ <u>建売住宅、特定建築条件付土地の場合のみ添付</u> 。		
その他参考資料	・必要に応じ指示があったもの。 ※<u>パネル設置総容量20Kw以上の太陽光発電事業は、別に市へガイドラインに基づく届け出が必要</u>。 ・この場合「説明会等実施状況調書」(ガイドライン様式第7号に準ずる)を本申請書に添付。		
地元農業委員への説明	・事業の概要、必要性等を説明する。	各委員	

事業計画書

事業計画	申請者（転用 事業計画者）	住 所		
		氏 名	年 齢	
		電話番号		
		職 業		
		勤 務 先	会 社 名 電話番号	
		家族構成	(具体的に)	
		土地所有者 との続柄		
	事業の内容 (該当するものを○で囲む)	1 農家住宅（新築） ・ （移転） ・ （増築） ※既存宅地の処分方法（ ） 2 一般住宅（農家分家） 3 一般住宅（新築） ・ （移転） ・ （増築） ※既存宅地の処分方法（ ） 4 アパート・貸家 5 宅地分譲（土地開発公社のみ） 6 建売住宅（宅建業者のみ） 7 店舗（具体的に ） 8 工場・事務所 9 資材置場 10 駐車場 11 山林 12 その他（具体的に ）		
		建物等の棟数 及び建築面積	棟	m ²
		取水方法	水道整備課協議	済 ・ 未
		排水方法	水道整備課協議 (下水道接続 ・ 合併浄化槽処理)	済 ・ 未
		雨水排水方法		
	施設の計画	建物等の棟数 及び建築面積	棟	m ²
		取水方法	水道整備課協議	済 ・ 未
		排水方法	水道整備課協議 (下水道接続 ・ 合併浄化槽処理)	済 ・ 未
	申請地の 概 要	住 所		
		氏 名		
		電話番号		
	生産状況	(耕作内容・収穫量等)		
周辺農用地への影響、 及びその対策				
地元農業委員への説明		事業の概要・必要性等事前の説明	済	未

(別紙 1 - 2)

申請理由書

(転用事業計画者の理由・経過)

どうしてこの事業が必要なのか、できるだけ詳しく記入してください。

(転用が必要になった経過、土地の選定方法、他の土地の選定状況等を記載。)

(土地所有者の理由・申請地の選定理由)

どうしてこの土地でなければいけないのか、できるだけ詳しく記入してください。

(別紙2)

隣接関係者等承諾書

下記の農用地等を転用事業計画者 _____ が、事業内容 _____ として、伊那市農業振興地域農用地区域から除外することを承諾します。

記

土地の表示

地 区	地 番	地 目	面 積 (㎡)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
計		()	(の内)

計画条件等

＊この事業計画に条件等を求められた場合は、同意書（別紙5）を作成してください。

申請地農地所有者 自署捺印

住所	氏名	印
住所	氏名	印
住所	氏名	印

隣接等農地所有者 自署捺印

住所	氏名	印
住所	氏名	印
住所	氏名	印
住所	氏名	印
住所	氏名	印

その他の権利者 自署捺印（仮登記、地上権、地役権、抵当権等が設定されている場合のみ）

住所	氏名	印
住所	氏名	印

(別紙5)

同意書

私は、伊那市_____番地_____の農振除外について、申請農地関係者（隣接者、権利者等）として下記の条件のもとに同意します。

令和 年 月 日

(隣接者、権利者等)
申請農地関係者

住所 _____

氏名 _____ 印

(転用事業計画者)

_____様

記

- 1 条件の内容（隣接関係者等承諾書での計画条件等について）

(別紙 3 - 1)

土地改良区同意書

土地所有者
住所

氏名 _____ 印 _____

転用事業計画者
住所

氏名 _____ 印 _____

下記の農用地等を事業の内容 _____ に転用する
目的で、伊那市農業振興地域農用地区から除外することは差し支えありません。

ただし、農地転用の許可申請をする場合は、権利義務の承継又は決済について土地改良区と協議すること。

令和 年 月 日

土地改良区名
代表者名

記

土地の表示

地 区	地 番	地 目	面 積 (㎡)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
計		()	(の内)

※土地改良区同意書の発行は、各土地改良区で申請及び同意書の発行手順が異なりますので、必ず先にお問い合わせしてください。

(別紙 3 - 2)

土地改良事業施行状況調書

※土地改良区で記入して下さい。

施 行 年 度	昭和・平成・令和 年度 ～ 年度（予定）	
事 業 名	(〇〇営△△事業の要領で記入する。) 事業	
地 区 名	地区	
事業完了年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
完了公告年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
事 業 受 益 地	h a	
実 施 状 況 (実施済のものに ○を付し、実施年 度を記入する。)	事 業 内 容	実 施 年 度
	1. ほ場整備	年度
	2. 区画整理	年度
	3. 農地開発	年度
	4. 開田	年度
	5. 農道整備	年度
	6. かんがい排水	年度
	7. 用排水施設整備	年度
	8. 畑かん	年度
	9. 未施行	年度

(別紙 3 - 3) ※土地改良区地区外の場合のみ

地 区 外 証 明 書

住所

氏名

下記の農用地等については、当土地改良区の地区外であることを証明します。

令和 年 月 日

土地改良区名

代 表 者 名

印

記

土地の表示

地 区	地 番	地 目	面 積 (㎡)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
計		()	(の内)

※土地改良区地区外証明書の発行は、各土地改良区で申請及び証明書の発行手順が異なりますので、必ず先にお問い合わせしてください。

(別紙4)

農振除外後の転用に関する確約書

令和 年 月申請で提出した、下記農用地等の農振農用地区域除外申請について、
県との協議が認可された場合には、当該申請内容のとおり遅滞なく農地転用許可申請を
行うことを確約いたします。

なお、除外認可後1年以内に、正当な理由なく前記転用許可申請を行わない場合には、
職権により農振農用地区域への編入手続きをされても差し支えありません。

記

土地の表示

地 区	地 番	地 目	面 積 (㎡)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
		()	(の内)
計			

事業の内容

伊那市長 殿

令和 年 月 日

転用事業計画者
住所

氏名	実印
----	----

土地改良区事務所一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
西部伊那土地改良区	〒３９６－００２５ 伊那市荒井３９５２－１	７２－０６４７
西天竜土地改良区	〒３９９－４６０１ 箕輪町中箕輪木下１２０３５	７９－２０５６
伊那土地改良区	〒３９９－４５１１ 南箕輪村北殿４２７０－１	７２－３３２１
春富土地改良区	〒３９６－０６２１ 伊那市富県６３９３－１	７３－８３６６
手良土地改良区	〒３９６－０００２ 伊那市手良沢岡８６２－１	７８－８７００
三峯川沿岸土地改良 区連合 上の原土地改良区 六道原土地改良区 竜東土地改良区	〒３９６－０００９ 伊那市日影３８０ ※相談は各理事長が良い	７２－３２３９
美簗土地改良区	〒３９６－０１１１ 伊那市美簗４９９９－１	７６－２３０９
新山土地改良区	〒３９６－０６２１ 伊那市富県２７８５	７８－８０９９
原田井土地改良区	※所在地・電話番号については、 伊那市役所 耕地林務課 耕地整備係 にお問い合わせください	(代) ７８－４１１１ 内線：２４１８・２４１９
表木土地改良組合		
河南土地改良区	〒３９６－０２１５ 伊那市高遠町小原７３３	９４－２４５８
美和土地改良区	〒３９６－０４０２ 伊那市長谷溝口１２２６	９８－２１３８

第26期伊那市農業委員会 委員名簿

(26期 2025.8.9現在)

地区	氏名	よみがな	担当地区
伊那	宮下 文江	みやした ふみえ	御園
	小池 和広	こいけ かずひろ	山寺・坂下
	小林 伸一	こばやし しんいち	小沢・平沢・横山・ますみヶ丘
	小池 正倫	こいけ まさのり	荒井・西町
	池上 朝男	いけがみ あさお	中央・日影・上の原
	大瀬木 恵一	おおせぎ けいいち	境・狐島・上新田・下新田
	平澤 賢	ひらさわ まさる	上牧・野底・福島・美原・前原・若宮・仙美
富県	丸山 重昭	まるやま しげあき	上新山・北新
	三浦 勝	みうら すぐる	桜井・貝沼
	竹松 康弘	たけまつ やすひろ	北福地・南福地
美篁	伊藤 始	いとう はじめ	芦沢・笠原・南割・横町
	平岩 なお子	ひらいわ なおこ	中県
	森田 喜久子	もりた きくこ	上原
	山岸 信博	やまぎし のぶひろ	上大島・末広・下県
	小林 達男	こばやし たつお	上川手・下川手・青島
手良	登内 美穂	とのうち みほ	中坪
	池上 ミドリ	いけがみ みどり	野口
	入江 光	いりえ ひかる	下手良・ハツ手
東春近	野溝 義光	のみぞ よしみつ	車屋・中組・渡場
	駒井 卓二	こまい たくじ	木裏原・中殿島・下殿島・暁野
	伊東 秀岳	いとう ひでたけ	田原・原新田・榛原
西箕輪	有賀 禎一	あるが ていいち	大泉新田・吹上
	泉澤 國人	いずみさわ くにと	羽広・大萱
	有賀 和志	あるが かずし	上戸・梨ノ木・中条・与地
西春近	白鳥 幸紀	しろとり こうき	小出一区・小出二区・小出三区
	北原 清一	きたはら せいいち	小出島・沢渡
	梶野 勉	かじの つとむ	表木・諏訪形・赤木・下牧
高遠町	伊澤 雄一	いさわ ゆういち	西高遠・東高遠
	原 一郎	はら いちろう	山室
	諏訪 光俊	すわ みつとし	長藤
	小池 守雄	こいけ もりお	藤澤
	竹内 康雄	たけうち やすお	上山田・下山田・小原・勝間
長谷	原田 武彦	はらだ たけひこ	非持・非持山・溝口・黒河内
			中尾・市野瀬・杉島・浦

土地改良区事務所一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
西部伊那土地改良区	〒３９６－００２５ 伊那市荒井３９５２－１	７２－０６４７
西天竜土地改良区	〒３９９－４６０１ 箕輪町中箕輪木下１２０３５	７９－２０５６
伊那土地改良区	〒３９９－４５１１ 南箕輪村北殿４２７０－１	７２－３３２１
春富土地改良区	〒３９６－０６２１ 伊那市富県６３９３－１	７３－８３６６
手良土地改良区	〒３９６－０００２ 伊那市手良沢岡８６２－１	７８－８７００
三峯川沿岸土地改良 区連合 上の原土地改良区 六道原土地改良区 竜東土地改良区	〒３９６－０００９ 伊那市日影３８０ ※相談は各理事長が良い	７２－３２３９
美簗土地改良区	〒３９６－０１１１ 伊那市美簗４９９９－１	７６－２３０９
新山土地改良区	〒３９６－０６２１ 伊那市富県２７８５	７８－８０９９
原田井土地改良区	※所在地・電話番号については、 伊那市役所 耕地林務課 耕地整備係 にお問い合わせください	(代) ７８－４１１１ 内線：２４１８・２４１９
表木土地改良組合		
河南土地改良区	〒３９６－０２１５ 伊那市高遠町小原７３３	９４－２４５８
美和土地改良区	〒３９６－０４０２ 伊那市長谷溝口１２２６	９８－２１３８

申請書記載上の留意事項

《申請書類作成前の確認事項》

農業振興地域農用地区域は、総合的な農業振興を図るため、その地域の整備に必要な施策を計画的に講じ、農業の健全な発展を図り、無秩序な優良農地のかい廃を防いでいます。

そのため、「今は計画が無いが、将来何かのために除外しておきたい」との理由では申請ができないため、「誰が、どこに、何を、どのくらい」除外するのか、具体的な計画を立てる必要があります。

また、農振除外要件に併せ、農地転用許可基準にも照らし、県知事の同意を得て認可となるため、全ての計画が認可になる訳ではありませんのでご注意ください。

除外認可になる案件は、「申請書締切日から除外認可まで、概ね１年間」を見込んでください。

ただし、個別案件の内容により、この限りではありません。

【作成上の注意点】

- 誰 が・・・転用事業計画者は、実際に事業を行う者になり農地転用申請、建築確認申請とも同一者となります。個人、法人の代表者等を決めてください。
- ど こ に・・・集落から離れた農地中央での計画は認可になりません。
- 何 を・・・別紙１－１の中から該当する計画を選んでください。
- どのくらい・・・必要最小限の計画にしてください。また、移転・新築の計画は、既存宅地の処分方法の確約が必要な場合もあります。

【記入方法】

① 申請書

- 申請者の欄は実印を押印していただきますが、印鑑証明書は不要です。
- 土地の表示は、登記簿謄本どおりに記入してください。
- 連絡人欄に記入がある場合は、申請について連絡を取ります。

② 事業計画書

- 家族構成欄は、同居する世帯全員を記入してください。
- 土地所有者との続柄欄は、「長男」「次女の夫」等で記入してください。
- 建築面積欄は、１階建物部分の面積を記入してください。
- 取水方法欄は、市営上水道の引き込み可能かどうか、水道整備課と必ず協議してください。
- 排水方法欄は、下水道への取り付けが可能かどうか、水道整備課と必ず協議してください。
- 地元農業委員の方へ、事業内容等の説明を、必ず行ってください。

③ 位置図・公図・事業計画平面図

- 位置図、公図は申請地を赤線で囲んでください。（農地の一部を除外する場合は、除外部分のみ囲む。）
- 公図の写しは、建物や駐車場、家庭菜園、倉庫等の、配置する施設の全てを記入してください。
- 上水道及び下水道の配管状況は、公図の写しに青線で記入してください。

④ 隣接関係者等承諾書・同意書

- 隣接等農地所有者、その他の権利者の承諾は、公図・登記簿謄本で照合できるため、必ず承諾を得てください。
- 除外申請地から4m以内の農地の所有者は、必ず承諾を得てください。
- 同意書（別紙5）は、「境界から4m離して建物を建設する」等の条件がある場合のみ作成してください。
- 農地に借地権が設定されている場合は、必ず耕作者の同意を得てください。

⑤ 土地改良区同意書等

- 除外申請する農地に関し、各土地改良区で同意書（証明書）の交付を受ける場合、各土地改良区で申請書様式、交付手順が異なります。
必ず、先に手順等について電話で確認してください。
（この申請書類一式にあるものは参考様式になります。）

⑥ その他

- 書類の作成・取得に関し、添付資料チェック表を再度確認してください。
- 提出すべき書類が、全て揃わない場合、申請書類は受付できません。

《その他注意事項》

※農地法第3条で農地取得後、3年（3収穫期）経過していない農地の農振除外申請については、3年（3収穫期）の経過を持ち受付とします。

※中山間地直接支払交付金や、多面的機能支払交付金の対象農地になる場合は、補助金返還が必要になる場合がありますので、必ず確認してから申請してください。

※除外認可になる案件は、申請書締切日から除外認可まで、概ね1年間を見込んでいてください。

なお、個別案件の内容により、この限りではありません。

※申請を受け付けた案件が、全て認可になるとは限りません。書類作成前に一度ご相談ください。

（連絡先）

伊那市農林部農地集約課農地計画係
電話：0265-78-4111（内線 2862）

農振農用地区域除外審査上の留意点

下記の「１・２」を共に満たす場合（山林転用の場合は「３」も必要）に限り、農振農用地区域からの除外を認可することができます。

１ 農振除外要件（要約）

※次の（１）～（６）の「全て」を満たさなければならない。

（１）非代替性

農用地区域外には代替できる土地が無い。

（２）地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない

地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が無い。
農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が無い。

（３）土地利用に支障を及ぼすおそれがない

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他の農業上の利用に支障が無い。

（４）利用集積に支障を及ぼすおそれがない

担い手に対する農用地の利用集積に支障が無い。

（５）施設機能に支障を及ぼすおそれがない

農用地区域内の農業用施設の機能に支障が無い。

（６）土地改良事業終了から８年が経過している

国の直轄、又は補助による土地改良事業等の施工区域内にある土地は、当該工事が完了した翌年度から起算して８年（事業完了公告の属する年度の翌年度から）を経過している。

２ 農地転用許可基準を満たす必要

※詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

３ 農地植林許可基準（要約）

※次の（１）～（６）の「いずれか」を満たさなければならない。

（１）傾斜地

傾斜度が１５度を超え、土壌の流亡を防ぐことができない。

（２）礫土

石礫過多で、耕種により収支が償わない。

（３）土層

作物の根を通すことのできない硬土層が、表土より４０cm以内にある。

（４）過湿地

湿地で、作物の正常な育成を期することができない。

（５）隔絶地

最寄の集落から隔絶し、通作により収支が償わない。

（６）日陰地

樹陰等により日光が遮断され、作物の正常な育成を期することができない。